

神奈川県教育委員会と一般社団法人神奈川県建設業協会との連携と協力に関する協定書

神奈川県教育委員会（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建設業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の連携と協力により、神奈川県立の専門高校（以下「高校」という。）における建設分野にかかる教育の推進や人材の育成等に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 建設分野における学習に関すること
- (2) 建設産業への就労支援に関すること
- (3) その他甲及び乙が必要とすること

2 この協定に基づき、高校と乙の支部及び乙の関連する団体が、前項各号に掲げる事項を行うにあたって必要な場合は覚書を締結する。

3 甲及び乙は前項の覚書が締結された場合、必要に応じて支援を行う。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、当該変更を行うものとする。

（期間等）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の処理）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年9月3日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通33番地
神奈川県教育委員会

教育長 木岡谷 次郎

乙 神奈川県横浜市中区太田町2丁目22番地
一般社団法人 神奈川県建設業協会

会長 松尾 文明